

社説

無戸籍者

戸籍は、日本国民であることを証明し、親族との関係などを明らかにするためにある。戸籍がない人は、進学や就職が困難になるなど生活面で重大な不利益を被る。

それだけでなく「自分は誰か」ということを証明できない状況は、精神的にもつらいはずだ。

32年間も無戸籍で暮らしてきた埼玉県在住の女性もそうだった。戸籍がないため高校進学をあきらめ、運転免許も取れず、夢だった調理師免許取得も断念したという。

神戸家裁がこのほど女性の訴えを認め、ようやく自分の戸籍を取得できる道が開けた。「やっと国民になれる」という喜びの言葉に、長く苦しかった日々がしのばれる。

判決は確定する見通しだ。本人から正式な申請がなされたら行政は速やかに戸籍を作成し、人生の再出発を支援しなければならない。

この問題の背後にあるのは民法772条の定めだ。「離婚から300日以内に生まれた子は前夫の子と推定する」という規定があり、実の父親は違っても、出生届を出せば前夫の子として戸籍に記載される。

救済の動きをもっと広く

そのため、違つ男性との子ができても出生届を出さない母親がいる。この女性の場合も、母親が前夫の暴力を避けて別居している時に別の男性との間に生まれ、出生届は未提出のままとなっていた。

女性は母親の前夫が最後に居住した神戸市の家裁に、出生届を出しても父子関係が戸籍に記載されないよう求め、認められた。

この女性のように、親の側の事情で戸籍がない人は少なくない。市民団体の推定では全国で1万人に上るとみられ、就職に困り、経済的に困窮している人も多いとされる。

戸籍がなくても自治体への住民登録は可能で、行政サービスは受けられる。医師の出生証明があれば児童手当なども受給できるが、情報が届いていない可能性がある。

総務省は初の実態調査に乗り出すことを決めた。兵庫県内では、明石市が10月から独自で無戸籍者の相談窓口を設ける方針だ。救済の動きを全ての市町村へと広げたい。

生まれた子の人権を守るのが最優先である。根本的な解決には民法の規定を見直す必要がある。国会は法改正について真剣に議論すべきだ。裁判所も、子の実情を踏まえた柔軟な司法判断をしてもらいたい。